

Q&A

Q.1

令和元年台風第15号や第21号の被害は対象となりますか？

A.1

対象となります。

第2回の募集では、令和元年台風第19号に加え、令和元年台風第15号及び第21号での被災についても申請可能です。

また、複数の台風で被害を受けた場合は、まとめて申請いただけます。

Q.2

どんな費用が補助の対象となりますか？

A.2

台風で被災した業務で使用する施設や設備等の復旧費用が対象となります。

原則、被災前の状態に戻すための修理が対象であり、購入や建替は一定の要件を満たした場合のみ対象となります。

詳細は募集要領 P.3 をご確認ください。

Q.3

設備について申請したいのですが、資産として計上していないものは補助の対象となりますか？

A.3

資産計上されない設備は、パソコン本体及びその付属機器（プリンターなど大型かつ高価なもの）等で業務に専用で使用していることが認められるのであれば、補助の対象となります。

Q.4

不動産賃貸業を営んでいます。賃貸物件は補助の対象となりますか？

A.4

本補助金では対象となりません。

Q.5

小売業を営んでいるのですが、販売商品は対象になりますか？

A.5

本補助金では対象となりません。

Q.6

本件の台風の被害に関して保険金を受け取る予定ですが額が未確定です。補助金は申請できますか？

A.6

第2回の募集では金額未確定でも申請可能です。
ただし、本件台風を事由として支払われる保険金・共済金がある場合は、令和2年12月15日提出期限の実績報告書に、確定した金額を記入いただく必要があります。
施設全体についての保険など、補助金を申請するもの以外について支払われる保険金・共済金も該当しますのでご注意ください。

Q.7

施設や設備等の所有者が会社ではなく、代表者です。それらに関する費用は対象となりますか？

A.7

対象となりません。
申請者が所有しているものに関する復旧費用が対象となります。
申請者が法人の場合、代表者等の名義となっている施設や設備に関する費用は、補助の対象となりません。

Q.8

復旧事業をこれから行います。応募締切の令和2年9月30日までに事業が完了しませんが申請はできますか？

A.8

申請可能です。
第2回の募集では令和2年12月15日までに事業が完了する予定の方であれば申請いただけます。
その場合は、[令和2年度 東京都自治体連携型補助金 募集要領（申請以降も復旧事業を行う方）](#)をご覧ください。

Q.9

現地調査はいつ行われますか？

A.9

【申請以降も復旧事業を行う方】
復旧事業完了の確認として、実績報告書提出後に行います。
そのほか、交付決定通知の前にも、被害状況確認のために現地調査をさせていただきます場合があります。

【申請時点で復旧事業が完了している方】
交付決定通知の前に現地調査を行います。
詳しくは各募集要領のP4「6 手続きの流れ」をご参照ください。

Q.10

現地調査にあたって準備することはありますか？

A.10

提出書類や復旧事業の内容についてお答えできる方に立ち合ってください
が必要です。
また、現地調査の際は、補助対象として申請する設備・建物等の状況についても確認しますので、それらの確認が可能ないようにご準備をお願いします。

Q.11

補助金はいつ頃入金されますか？

A.11

現地調査等により、補助金額が確定した後、1～2か月後を目途に入金を予定しています。

Q.12

「企業概要」で記入するどの業種に該当するかわかりません。

A.12

募集要領別紙の日本標準産業分類をもとに判断してください。複数の区分にまたがる場合は、売上や利益等の割合から、主たる事業にあたる業種を判断して記入してください。
なお、提出書類の確認後、こちらから訂正を依頼する場合がございます。ご了承ください。
下記のリンク先も良ければご参考ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm
(外部リンク：中小企業庁HP FAQ)

Q.13

「企業概要」で記入する常時使用する従業員はどういった人が該当しますか？

予め解雇の予告を必要とする方が、常時使用する従業員に該当します。原則、ご家族や役員の方は該当しません。
なお、提出書類の確認後、こちらから訂正を依頼する場合がございます。ご了承ください。
下記のリンク先も良ければご参考ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm
(外部リンク：中小企業庁HP FAQ)

A.13

Q.14

「取得財産管理台帳」で記入する処分制限期間がわかりません。

A.14

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省第15号）をもとに判断してください。
なお、提出書類の確認後、こちらから訂正を依頼する場合がございます。ご了承ください。

Q.15

罹災証明書・被災証明書が用意できません。
代わりに別の証明書類の提出は可能ですか？

A.15

台風により被害を受けたことを市区町村が証明（確認）した書類であれば、罹災証明書・被災証明書という名称でなくとも代替りの書類として提出いただけます。
証明書の発行については、最寄りの市区町村窓口へご相談ください。
なお、市区町村へ証明書の発行を依頼する際には、以下の記載例を参考にご依頼ください。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先（03-5320-7571）までご連絡ください。

【証明書記載例】

- ①企業名、②補助対象の台風である台風第〇〇号で被害を受けたこと、
 - ③被災状況（事業所全体の被害について（事業所半壊、床上浸水、土砂崩れ等））、
 - ④被災資産（個別の資産について（施設・設備等の名称、被災状況、被災箇所等））、⑤証明日、⑥証明した市区町村の部署名及び印
-

Q.16

申込受理の証明書は発行してもらえますか？

A.16

受理証明書の発行はいたしません。
申請書一式のコピーと、簡易書留等での送付の記録をお勧めいたします。

Q.17

申込書類を返却してもらうことはできますか？

A.17

申込書類の返却は行いません。
提出前に申請書一式をコピーをお願いいたします。
